

第4回（仮称）仙台市教育構想2026検討委員会議事録

日 時	令和7年9月22日（月） 18:00～20:06
会 場	仙台市役所上杉分庁舎12階 教育局第1会議室
出席委員	野口和人委員長、本囗愛実副委員長、秋山一郎委員、遠藤克宏委員、大曾根学委員、嘉藤明美委員、幾世橋広子委員、越坂由美委員、菅澤美香子委員、菅原弘一委員、堤祐子委員、松田道雄委員、三浦和美委員、若島孔文委員（14名）
欠席委員	なし
事務局	副教育長、教育局次長、次長兼総務企画部長、次長兼学校教育推進部長、教育人事部長、教育人事部参事、学校教育支援部長、学校教育支援部参事、生涯学習部長、参事兼総務課長
担当課	教育局総務企画部総務課
次 第	1 開会 2 議事 （1）（仮称）仙台市教育構想2026中間素案について （2）その他 3 閉会
配付資料	1 （仮称）仙台市教育構想2026【中間素案】 2 第3回検討委員会での主な意見と中間素案での対応状況 3 総合教育会議における主な意見について 4 こども意見聴取の実施結果について

1. 開会

2. 議事

○議長（野口委員長。以下「議長」） 皆さん、こんばんは。

ここからの進行をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、本会議は公開となっております。議事録作成のため議事内容を録音していることをご了承いただければと思います。

それから、議事録の確認につきましては、議事録署名を委員にお願いしたいと考えております。今回は嘉藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、(仮称) 仙台市教育構想2026中間素案についてです。

前回の会議におきましては、事務局のほうで作成いただきました骨子案を基に、教育の基本理念や施策の基本方針につきまして、皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。

本日、皆様のお手元にお配りしております中間素案ですが、こちらは前回会議でいただきましたご意見を踏まえて内容の修正などを行いましたほか、22ページ以降では、各種教育施策の取組状況や今後の取組方針についての記載を加えたものとなっております。

本日は、基本理念や基本方針における骨子案からの修正状況と、中間素案で追加した各種教育施策の取組方針などの2点について、審議を進めてまいりたいと思います。

それでは初めに、第3章の基本理念や第4章前半の施策の基本方針に関する骨子案からの修正状況と、今月9日に行われました総合教育会議における主なご意見について、事務局よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○事務局（総務課長）

資料2、資料3に基づき説明

○議長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたとおり、第3章の基本理念及び第4章の前半の施策の基本方針につきましては、前回の会議で皆様からいただいたご意見を踏まえて、適宜修正いただいたものと思います。

今ご説明いただきました、あるいはその他のでもよろしいですが、何かご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、幾世橋委員、お願いします。

○幾世橋委員 修正対応ありがとうございました。たくさんの意見をまとめていただいて、本当に見やすくなっているかなと思います。

それで、気になったのが、15ページの図なんですけれども、教育を取り巻く変化・社会の要請ということから始まって、情報化・グローバル化・地球規模の課題など変化が激しく予測が困難な時代、障害の有無や国籍等に関わりなく共生できるまちづくりの要

請と付け加えられたようなんですけれども、かえってこれを入れることで限定されてしまうのではないかなと思ったので、私は前の「育てたい人」から始まる図のほうが分かりやすいというか、見やすいような気がしました。

あと、一番最初の基本理念なんですけれども、ずっと何回も読ませてください、「人を育てます」と言うと、何か負担がすごく大きいのではないかなと思ったんですけれども、そういうことはないでしょうか。教育方針なので、先生方に対して訴えているのかなと思ったりもするんですけれども、「育てます」と言ってしまうと、何か自分に対してつらくないかなと思ったりして、「育みます」とか、「支えます」とか、「目指します」とか、何かそういう優しい雰囲気と言っていくということではできないかなと、今頃言ってしまうんです。

○議長 ありがとうございます。

1つ目のところに関しては少し検討が必要かなと思いますけれども、2つ目のご意見に関していいますと、「育てます」という言い方については、先生方にこれを求めているということではなくて、仙台市として、仙台市にいる全主体ですね。子どもを育てる全主体、つまり、これは我々も含めて全員ということ、先生方、学校、ご家庭、地域等々、全てが主体という形になって、仙台市としてこういう子どもたちを育てるということなので、特定の方に何かを負わせるということではないかなと理解しておりますけれども、皆さんのご理解というのはそういう形によろしいですか。私たちがこういう子どもたちを育てていくんだ、仙台市としてこういう子どもたちを育てていくんだという形なのだと思います。

当然、そこに関わる我々も、本来、子どもを育てていくということに関しては相応の責任を負っているわけで、そういったことは、つまり、子どもに関わる全てのことというのは、実は学習指導要領にもきちんと書いてあることでもあり、とても大事なことかなと思いますので、誰かに負わせるということではなくて、我々、子どもに関わる者全てが子どもたちをそうやって育てていくんだという、そういう決意表明だと思っていただければいいのではないかなと思いますが、その辺いかがですか。

○幾世橋委員 負担には思わないですね。

○議長 はい。

○幾世橋委員 オークーだと思います。ありがとうございました。

○議長 1つ目の質問に関して、事務局から何かお答えありますか。

○事務局（総務課長） ありがとうございます。

今回、骨子案から比べると、教育を取り巻く変化・社会の要請という薄い青の部分が加わっている形になります。今までは入っていなかったんですが、やはり、育てたい人の部分が分かりにくいというようなお話もあって、少しここも説明が必要だろうという

ところで、今、育てたい人という、左側の14ページのところにも説明文が書いてあったので、ここをしっかりと対応させた形で図にも表していこうというところで、14ページの育てたい「人」の最初のところに、現代社会の情報化、グローバル化の話のところから、生涯にわたって学び続ける姿勢が重要性を増しているんだというような話につなげていたりとか、第2段落目のところで、人口減少や少子高齢化などの社会環境が大きく変化する中で、そういった年齢、性別、障害の有無、国籍などにかかわらず、多様性に目を向けて、あらゆる他者を価値のある存在として尊重していくことが重要になってくるんだというような書き方を、説明を流れですてしておりますので、これが分かりやすくなるかなと思って、15ページの図で表したところですが、いかがでしょうか。

○議長 ほかの皆さんのご意見いかがですか。今のご意見を聞きまして。もしかしたら、左側の説明文のところでの一部を抜粋した形、そういった形で書かれているかというように思うんですけども、太字、ポイントが大きい文字と小さい文字があって、小さい文字、上にあるところの部分は、説明文の中の幾つかを引っ張ってきた形になるかと思うんですけども、やはりそれがちょっと限定しているように見えたのかもしれないかなという気がします。左に書いてあるところは、変化が激しく予測が困難な時代ということと、今は共生できるまちづくりというものが求められているんだという、その大きく2つのこと、それを踏まえて、こういう人を育てていく必要があるんだと、そういう形になっているのかなと思うので、説明が入ったがゆえにかえって限定しているような印象になったのかもしれないかなと。ですから、ポイントの大きな文字だけだったらもしかしたらそれほど違和感はないのかもしれないですね。

○幾世橋委員 そういう印象がありました。

○議長 ですよ。何かこう具体的に挙げられると何かこれだけなのかという気がしないでもないんですが、少しポイントの大きなところで、まとまって大きくそれを捉えるという形だといいいのかなという気もしますが、いかがでしょうか。小さなポイントの文字は削ってみるといのは。それとも入っていたほうがよろしいですか。

○幾世橋委員 入っていないほうがいいのかと思います。

○議長 入っていないほうがいいですか。多数決ではないですが。取りあえずここを削ってみて、それで改めて皆さん、また後で振り返ってみていただければ、確認していただければと思います。そういう形で、進めていきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

－質問・意見なし－

○議長 それでは、ありがとうございました。

今出たご意見などを踏まえ少し修正するなどして、皆さん気になる部分があるかと思

いますけれども、基本的にはこちらの内容で進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、中間素案22ページ以降、第4章の4. 各種施策について審議をしてみたいと思います。

審議に当たりまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（総務課長）

資料2、資料4に基づき説明

○議長 ありがとうございます。

それでは、中間素案の22ページから47ページまでに記載されている各種施策について、皆様からご意見をいただきたいと思います。

限られた時間での審議となりますので、お一人様大体4分程度を目安にということになるかと思いますが、ご発言いただければと思います。

今回は、名簿の順で、秋山先生よりお願いしたいと思います。

私の席まで順番にご発言いただきましたら、その後、今度、副委員長にご発言いただいて、最後に私のほうから発言させていただければと思います。

それでは、秋山委員からお願いいたします。

○秋山委員 私のほうから、読ませていただいた感想のような形になるかもしれません。

1つ目ですけれども、今回このような各施策ということで書かれているものを全体的に読んだときに、それぞれの施策間の連携といいますか、関連づけといいますか、横断的な視点というの必要なのかなと感じたところでした。

例えば、24ページの施策1-4の取組方針の中では、2つ目のところに人権教育について取り組んでいきますということが語られていて、そして、32ページにある3-1、豊かな心をとるところの取組方針のところでも、命を大切にする教育ということと、あと2つ目のところに人権を尊重すると。あとは性別、年齢、障害の有無、国籍など思いやる心を育む教育を推進しますとるところ。33ページの特別支援教育の充実のところでは、障害理解ということを進めていくとるところ。当然、それぞれ切り口が違う、アプローチの仕方が違うよということで理解をしているんですけども、こういったところがそれぞれ各施策間、当然、関連はしているだろうし、現場でこれをやるとなったときに、各学校でどういった取組をしていこうかというときに、相互の関連性などが分かるかというのかもしれないと思ったところです。

同様に、例えば28ページの2-6、幼児期からの切れ目ない教育の推進というところがありまして、次の29ページの取組方針の中には、9年間を通して切れ目なく教育を行っていくということが語られておって、同じように、33ページの特別支援の取組方針のところにも、丸の4つ目、2行目あたりに、各ライフステージにおける切れ目のない支援に取り組まますと書いてあって、それぞれの分野において取り組んでいくというような内容になっておるので、こういったところが相互に関連していたほうが当然いいだろうし、各施策がこんなふうに行われているんだというのが、そもそもこれを作っている当事者たちが分かって言ったほうがいいのかというところを強く感じたところでした。

それが1つ目です。

2つ目としましては、先ほど基本方針を読んで、生涯学習について対応した内容でご説明いただいたところではあるんですけども、生涯学習と特別支援教育の施策との連携がもう少し充実しているといいかなというところを感じたところでした。

38ページのところで、施策4-3、ともに学び合える共生社会の推進と語られておるんですけども、特別支援教育の施策との連携とか、あとは卒業後の学びの場をどういうふうに提供したり保障していくかという、学校教育から生涯学習へというようなところがもう少し何か書かれているとよりいいのかなと感じたところでした。

っそれでは、特別支援教育の充実のほうでは何と書いてあるのかなと思って、33ページの取組方針のところを見てみると、4つ目の白丸の3行目の「また、」の次なんですけれども、「障害のある児童生徒の学校卒業後を見据え、文化・芸術・スポーツ等、生涯学習に向けた取組を進めます」とあるので、やはり、卒業してから初めて始めるのが生涯学習ということでもないので、やはり、学校教育のときから生涯学習ということを取り入れた取組、そしてそれをしっかりその後を引き継いでいくというような取組もよいのかなというのを感じたところでした。

○遠藤委員 私は3点お話ししたいと思います。

1つ目は、24ページの保護者に寄り添う取組というところですが、不登校に不安や悩みを抱える児童生徒、それからその保護者には、やはり相談の窓口であるとか、それから子どもが安心できる居場所、また学びを継続できる場所、そして、進路に関する情報、そういった情報を適切に提供するということが必要だと考えています。

これまでに、不登校情報誌「With」であるとか、それから相談機関に関するパンフレット、これらを全家庭に配布をしておりますので、取組状況に書き加えていただくのがいいのかなと考えておりました。あわせて、今後の取組方針には適切な情報提供の必要性について明記していただくのがよいかと思いました。

それから、41ページでございます。

教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革のところですが、取組方針で教職員の負担軽減について書かれておまして、ご説明もいただきましたが、現状、学校は目いっぱいやっていて、学校、先生方の負担感がかなり大きい状況は今までも話を聞かせていただきました。

こういった状況のところ、国際的視点に立った教育の推進、新教科の導入ということになりますと、現場としてさらなる負担増というふうなことにもなりかねないかなとも考えています。

そこで、スクラップ・アンド・ビルドというところが目に見える形で、学校、それから先生方の業務の関係にもつながるような、そういった取組方針を明記していただくといいのかなと考えておりました。

3つ目は、46ページの学校や社会教育施設の計画的な整備というところになりますけれども、熱中症対策なんですね。ここに当たるのかどうか、ほかのところと関連づけられるかどうか分からないんですけども、やはり、子どもたちの学習環境、それから教職員の働く環境として、体育館の空調の記載等はこっちにありましたけれども、特別教

室であるとか、それから給食の配膳室等へのエアコンの設置というのは、本当に猛暑への対応、熱中症対策ということを考えれば不可欠だと考えております。そういったところも取組方針に書き加えていただきますようよろしくお願いいたします。

○大曾根委員 今回の中間素案で、生涯にわたる学びの重要性とか地域とのつながりが明確に打ち出されたことを大変ありがたく思っています。

特に、こどもから大人まで、そして障害のある方や外国のルーツを持つ方まで、誰もが主体的に学べる環境を整備するという方向性は、やはり、誰一人取り残さない教育という理念にとっても合致していると感じました。

その上で申し上げたいのは、特に学校と社会教育の連動の大切さです。学校での探究学習やキャリア教育を、ぜひ地域の生涯学習の場と結びつけることで、こどもたちはこの学びが社会に役立つという実感を肌で得られますし、大人が学びを継続している姿というものを積極的に見せることで、こどもたちのいい見本になるのかなとも感じていました。

中間素案では、取組状況についてかなり多く示されているんですけども、例えば、もう既に行われている好事例などをまとめたものを積極的に紹介していただいて、各地域で取り入れやすいような形でデータベース化を進めていただければ、それぞれの地域でやりたいな、課題があるなと思ったときに取り入れやすくなるのかなと思っていました。

また、全体を通して学びの多様化ということが大きなテーマとして位置づけられている点もすごくいいなと思っていました。特に、不登校とか省かないような形になっていて、2-4にあるように、こども一人ひとりの学びの個性に目を向ける姿勢というのがすごく大事なのではないかなと思っていました。2-4は27ページですね。

その上でPTAの立場から意見を申し上げますと、例えば、著しく学習能力が高いこどもへの支援というのはどうかなと思っていたんですが、学校の授業だけでは力を十分に発揮できない場合もあって、仙台市では、学都の名のとおり、多くの高等教育機関を抱えて、さらに日本初の国際卓越大学に認定された地縁もありますので、発展的な課題とか探究活動を用意して、大学とか社会教育施設との連携を通じて、もっと学びたいと思う子たちの挑戦できる仕組みというものを整えていただくこともありかなと思ったのと、逆に、学習進度に不安を抱えていらっしゃるお子さんの支援、これは例えばICTとか個別最適な学習というのをちょっと考えて、地域人材なども活用していただきながら、小集団での学び直しを充実させることでこどもたちが安心して基礎を固められる環境を、これも同時に取り組んでいって、一律教育からの転換というわけではないんですけども、もう少しこういった学びの多様化をこどもたちのために考えていって、公立の場合は、多分、保護者の理解とか地域の協働が欠かせなくなってくると思います。それから、やはり学校とか家庭とか地域が一体になって、こどもたちの学びの個性というものを尊重する文化を我々も築いていきたいなと思っていましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

○嘉藤委員 今回のこの中間素案を拝見させていただいて、私、この春からこの場に参加させていただいて、やっこの教育構想の全体像が理解できたなと感じています。

地域の未来を担う子どもたちを大事に育てたいという思いがすごく詰まっっていて、一言で言うと、この教育構想って、何か子どもたちへの愛なのかなというのを感じました。

そういった意味で、最初に、基本理念のところ、「育てます」というところ、先生たちの負担にならないですかというお話しありましたけれども、私自身、一市民として、本当にこの内容をこの中で拝見しまして、自分も育てますという形になりましたし、そういったものでこれを仕上げていけたらすごくすてきなものだなと改めて感じました。

その中で、2点ほどコメントさせていただきます。

1つは、26ページの2-3の仙台版防災教育の推進のところですか。仙台市は、これまで東日本大震災の教訓を基に、仙台版防災教育という指針をいろいろ整理しながら取り組んできたところで、多分、全国的に先進的な取組だと思われまして、市民の命を守る教育として高く評価されるものではないかなと感じています。

ただ、26ページの最後のほうにありますとおり、震災をもう直接体験していない世代の子どもたちが増えてまいりました。それに加えて、近年は地震とか津波だけではなく、洪水とか土砂災害、河川の氾濫など、多様なリスクが身近になってきています。そうした背景からも、自ら考え行動できる防災対応力、これを育む防災教育というのは今後ますます重要ではないかなと考えます。

これからも、これまでの取組を土台にして、防災教育の質と実効性をさらに高めるような内容を盛り込んでいけたらいいのかなと感じました。

実際、今、学校で行っている防災教育の内容、具体的には存じませんが、例えば、学校ごとの取組にばらつきがあるとか、先生方の教員研修とか検討みたいなことで負担があるとか、そんな課題があるとしたら、全ての学校で一定水準の防災教育が行われるように研修化するとか、そんな体制を図ることで、体制強化を図っていただけたらなと思います。

もう一つが、30ページの2-8、望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進ということで、前にも食育教育って大事ではないかという意見を述べさせていただいたんですけども、この中に食物アレルギーへの対応ということが書かれておりました。食物アレルギーは増加傾向にあります。

私どもも食を提供しているんですが、修学旅行の子どもたちを受け入れているんですけども、年々アレルギーの対応というのが増えています。以前はそれに一人一人対応していたんですけども、最近、それはやれていないんですね。アレルギーが多岐にわたって増えているということで、なかなか事業者としても対応が難しくなっています。そういった意味で、子どもに安全・安心の食を提供するという先生方も大変だと思いますし、我々食を提供する事業者としても、命に関わることなので、これを強化していくのは非常に厳しいなと思うんですけども、単なる対応というところにとどまらず、もうちょっと子ども自身が自分たちが望ましい食習慣を理解するとか身につける教育というものがこの中に取り込めたらいいいのではないかなと思いました。ですので、食育授業の充実が重要かなと思っています。

アレルギーの知識や栄養バランスみたいなものを子どもたち自身が学ぶことで、自分が安全に食を選ぶ力を身につけるだとか、あとはやはり誰かと、仲間と違うものを食べなければいけないって、何となくネガティブな気持ちで食事をしている子どもたちを結

構目にするんですけれども、そうではなくて、もうちょっとそういうことを食育で学ぶことで、自分の体に合った食を選ぶ力ですとか、それを理解して仲間と一緒に食を楽しむ、そんな力を身につけるといふ、そんな教育、食育というのがもうちょっと充実したらいいなと思いました。

○幾世橋委員 今回、この策定に当たって、大変分かりやすく見やすく作っていただいたことに本当に感謝したいと思います。

今までの事業、それから現在、それから取組方針、これからの方針も明確に分かりやすく見えるのではないかなと思います。ありがとうございます。

1-1のいじめ防止等対策の推進となっていることの意味と重要性を鑑みて、総合教育会議においてでも最重要課題として一番最初に持ってこられたということは、すごく施策1-1としていじめという言葉を使わないでやんわりと持ってきていただいたことに、本当にすばらしいなと、なるほどと感じさせていただきました。

あと、この5年間にできるように、1人で抱えることのないように、教職員の方々にも負担にならないように頑張っていただければなと思います。

先ほど、嘉藤委員もおっしゃっていたように、防災についてなんですけれども、過去にやったということではなくて、次の世代につなげていく防災が、震災から15年たった今だから大変大事に思います。

先ほどおっしゃっていたように、多くの災害に対しての防災に対して、設備や体制がどうなっているか、地域がコロナでちょっと希薄になっている今だからこそやらなければいけないのではないかなと強く感じます。

あと、5-10なんですけれども、こどもの学習のICT化とGIGAスクールということで、大変勉強をさせていただいたんですけれども、私たちは地域として子どもたちの授業に参加させていただいて手助けをさせていただいたりすることが多いんですけれども、子どもたちが全員理解しているかというところでもなく、親たちが理解しているということもなく、そこら辺がちょっと難しいなという、これから5年間の課題とさせていただいていいのではないかなという思いと、あとAIについて、私、本当にずっとAIについて怖いんですね。何か自分の思いと違う方向に進んでいったりしないだろうかと感じたりもするので、ぜひそこについても明記させていただいて、学んでいただければありがたいなと思います。

それと、5-6、家族がともに学び、ふれあう機会づくりということで、先日お話しいただいたことに関しても明記されていることに、いいことではないかなと。もう一度、家族を振り返るということが大事ではないかなと思います。

あと、ジェンダーに関してすごく出遅れている日本なので、ぜひしっかり推進していただければ、どこかに入れていただければうれしいなと思います。

○越坂委員 全体的にすごく見やすい構成になっているなというのを改めて思いましたし、基本方針、1から5の文言も統一感があって分かりやすいなと思って読ませていただきました。その中で、気づいたことを何点かお話しいたします。

小さなことではあるんですけれども、23ページの施策1-2の取組方針のところ、

下から3行目のところに、多様な学びの場や学習機会を「確保するため」とあるんですけども、例えば、ここを「保障するため」というふうにしてはどうかと思いました。保障という言葉には、ある状態が損なわれることのないように保護して守るという意味合いも含まれているかと思いますが、そのほうが柔らかいというか、そんな感じがしましたというところです。

それから、内容についてのところになるんですけども、33ページの施策3-2のところ、特別支援教育の充実というところで書かれているんですが、これまでの主な事業の中で、ICTを活用した療養中児童生徒支援というものが一番最後にあるんですが、多分、病気療養という意味かなと思ったんですが、それも特別支援教育というところに含まれるのかどうかというのが私はちょっと分からなくて、例えばICTを活用した療養中の児童生徒支援ということであれば、施策2-5のICTを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進というところに含まれるのかなと思いました。もしかしたら特別支援教育というところに今までも入っていたかもしれないですし、別に違和感はないということであれば、それで私は全然構わないんですが、ちょっと自分の中でここが引っかかったところです。

あとは、これは質問なんですけれども、23ページの登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進というところの取組方針の一番最後の行に、「学びの多様な学校の設置について検討を進めます」という1文があるんですが、ここは、いわゆる今、県のほうで考えられているideal（アイデアル）スクールのようなイメージで書かれているのかなという、ここは質問です。別に今これをどうこうしてくださいということではないんですが、というふうに読んでいて思ったところです。

最後に、ちょっと感想みたいな形になるんですが、資料4でこども意見聴取の実施結果についてとまとめられたところがあって、もちろんこれは仙台市の児童生徒全員の意見や考えではないんですが、ここに意見を出しているような児童生徒というのは、すごく何が大事かとかすごく思っていたり頭では分かっているというのが、このまとめを見て改めて思ったんですが、ただ、やっぱりそれを行動に移すというところに結びつかずかたり、そういう手だてがもしかしたら学校の中でなかなか仕組みとしてできていなかったりするところがあるのかなと思ったところです。なので、今回、策定しているこういった取組の中で、こういうふうに思ったり考えたりしているこどもたちがそれを、行動に移すようないろいろな手だてが学校の学習活動の中でできていけばいいのかなと思ったところです。

○菅澤委員 私は、今回の中間素案で教員のウェルビーイングも書かれているというところで、すごくうれしいなと思いました。新しい教育構想が形になっていくと、やはり、こういうことをしなきゃとか、こういうのは大切だなと思うと同時に、もう学校はいっぱいやっている。これ以上またやるんだなという、方針で大切にしていくなというの分かるんですけども、だんだん荷物が増えていくような感じがあって、ちょっと何か苦しいなと思っていたんですけども、教師のウェルビーイングが含まれると、何か分かってくださっている、学校現場の先生たちもそういった働き方とか学び方を大事にしてもらえるんだなというところが書かれていたのがすごくうれしいなと思いまし

た。みんなで取り組んでいくものなんだという意識がすごく強く出ていたのではないかなと思いました。

私は、施策1-4ですけれども、新しく加えていただいたところなんですけれども、互いを理解し思いやる心を育む教育の推進というところで、取組状況等が2つ載っているんですけれども、いじめ防止「きずな」アクションのことと「みとめあう心」のことなんです、学校のことを思っているところが2つだけではなく、もっとあるんじゃないかなって、ちょっといじめ防止の「きずな」アクションになってからずっとやっているわけではないというか、その時期に重点的にやっているようなので、ふだんからやっていることといえば、たくましく生きる力育成プログラムの実践、自己肯定感を高めたりコミュニケーション能力を向上させたりするような取組み、あとは命を大切にすること教育でソーシャル・スキル・トレーニングとかストレスマネジメントみたいなところをしているのではないかなと思って、ちょっとほかにも、施策3-1にも出てくるのかぶるところはあるんですけれども、何か現場にいる人間としては、ほかにもっとふだんから取り組んでいるし、こどもたちの意見聴取の中でも、個性を大事に、自分を大事にするとか、お互いを認め合うとかというところが出ていますので、そういった文章が欲しいかなと思いました。

○菅原委員 僕は多分、ICTとか情報活用のところが主な担当なのかなと思って、28ページのあたりを中心に今日はお話しさせていただければと思います。

施策2-5のこのタイトルですけれども、「ICTを活用した」というのがあって、もちろんそのとおりなんですけれども、これがICTを活用したという表現であることで、何となくそのICTを道具として使えるところで使えばいいんじゃないかみたいな、割と従来のICT活用の現状にまだあるような印象を与えてしまわないかなというところをちょっと懸念しています。

今、文科省のほうでも、GIGAスクールみたいな言い方もあまりしなくなっていて、デジタル学習基盤という言い方をしていると思うんですけれども、これはデジタル学習基盤ということで、授業中に端末やアプリケーションを使うというだけではなくて、学習管理システムの導入とか学習者用のデジタル教科書の活用と、そこから生まれる学習履歴データの連携とか、そういったところを見据えた教育データの利活用、取組方針のところにデータ活用のことは書かれてはいるんですけれども、データの利活用と、あと、多分、将来的には生成AIの活用とか、そういうものをこれまでよりも、よりシステム的に行っていくことで、授業とか、本当に教員の働き方も含めて、教育の質の向上を目指していくということが、デジタル学習基盤という言い方をするときの基盤が持っている意味合いなのかなというふうに思っているんで、だからここにストレートにデジタル学習基盤としたほうがいいですよということではもちろんないんですけれども、何かそういう、単なるICTを道具として、はい、使いますよということよりも、もうちょっとシステム的に、この環境を生かしていくことで教育の質の向上を図っていくというようなニュアンスが伝わるような表現ができればいいのかなというふうに思っていました。

多分、その考え方が施策5-10のほうにも関わってくるでしょうし、それだけじゃなくて、結局、ICTを使うというのが様々な施策のところでも本当にもう基盤として働く

というような時代になっていると思うんですね。だから、そういったものを、そのところそのところで何か便利な道具だよって使うというよりは、全てが関連してつながりを持って質の向上を図っていくための本当に基盤だというような、そういうトーンがこの中にもあるといいかなというふうに思っていました。

それと、もう一つなんですけれども、情報活用能力の育成というのが、こどもの立場でデジタル学習基盤を活用していくということになるとすごく大事になってくるんですが、情報活用能力の育成を何のためにするのかということも明確に伝わっていくといいなと思うんです。

先ほど、幾世橋委員が、こどもも保護者もICTの活用が何かあまり分かっていないんじゃないかというようなお話があったと思うんですけれども、こどもは特にGIGAスクールの1人1台端末とクラウドの環境を用意したということが、こどもたちの多様性に応じるということと、もう一つ、こどもたちの自律性を高める、この自律は「立つ」のほうじゃなくて「律する」のほうで、こどもたちが主体的に自分の学びに挑戦していくというときの道具としてこの環境が整備され始まっているということが、多分あまり学校の先生方にもうまく伝わってなくて、何かそう思わないと、別に学校の授業の中で必ずしも1人1台の端末ってそんなに必要でもなくて、多様性に応じるということと、その自律性を高めるということを踏まえてこれを使うんだと思ったときに、それが必要なんだなと思うんですよね。だから、そこがうまく伝わるような書きぶりをもう少し、じゃあどうしたらいいのというのは口頭では言い難いので、書いて提出する機会があるのであれば、そのときに意見として出させていただければと思います。

あと、最後に1つなんですけれども、ICTの関連の話の中に、プログラミングとかSTEAM教育、これまで多分、仙台市でも結構やってきたと思うんですけれども、そういう言葉が見えていないので、これまでのそうした取組と、それらをこれからどういうふうにしていくのかということころは、生成AIの活用等含めて検討していただいて、記述できるところは記述していただくといいんじゃないかなと思いました。

○堤委員 私も、今回、この中間素案を拝見させていただいて、かなり具体の形が見えてきたなと感じています。今使っている2021から比べると、いろいろ新しい側面も入ってきて、課題は多いとはいえども、やはりこれからの教育に期待ができるような内容になってきているなということを感じました。

私のほうからは、施策については25ページ、国際的視点に立った教育の推進というところで意見を述べさせていただきます。

取組方針の2つ目の丸のところ、「早くから多様な価値観や文化に触れ、柔軟な思考や国際感覚を身に付けることができるよう」、これはALTを全校配置ということで想定している文言だと思うんですが、実は、私も自分が経験した者として、在外教育施設、日本人学校とか補修授業校、毎年、宮城県から10名以上の教員が派遣されております。期限は2年、ほとんどの人は3年間です。

それで、仙台市でも大体毎年三、四名、現役です。そのほかにシニア、定年退職してから行っているシニアも入っていますので、何だかんだと、仙台市内では毎年5名とか、多いときには現役でも五、六名の教員が海外のほうに派遣になっています。

それで、42ページの施策5-2の教員の資質・能力の向上と結びつくんですけども、ここの施策の取組状況等の一番上の丸のところ、「大学院や海外の日本人学校等への派遣による研修」と明記されているんですが、残念ながら、海外に派遣された教員が戻ってきてからの役割というのがやはり明記されていないのが残念かなという気がしています。

これは文科省の国際課のほうでも非常に問題意識を持っていて、完全に各都道府県とか市町村、政令指定都市で推薦されて、そして文科の費用でというか、多大な税金を使いながら研修を受けて、宮城県の場合には戻ってきてから国際理解教育研究会、ただこれは任意団体なものですから、今、六郷小の千葉啓志校長先生が会長ですけども、帰国3年目で公開授業とか、結構いい授業を提供しても内輪で終わっている感がありました。

せっかく仙台市がこの国際的視点に立った教育の推進をこれからの重点施策として打ち出していただくということであるならば、ここの多様な価値感のところ、ぜひALTだけではなくて派遣経験教員の、本当にいろいろなりソースを持っていると思いますので、そういった部分も活用していくみたいなところを明文化していただくと、行かれた先生方も、戻ってどういうことをやったらいいのかということ意識していただけるのではないかなと感じていたところです。

似たような制度で、仙台市は43ページの施策5-3、社会教育のところ、嘱託社会教育主事制度というのがあります。これは現場の先生が勤務を、もちろん現場にしながら社会教育主事の講習を受けてこの資格を取って、その後、各学校と社会教育をつなげるコーディネーター役としてやるという制度なんですけれども、まさにこういったような形で、海外に派遣になった教員も、今後は学校と地域の国際的なところをつなぐコーディネーター役とか、いろいろ活用の仕方はあるのかなと思いますので、ぜひそこところは何かの形ではっきりもう少し出てくるといいのかなというのが私の感想になります。

○松田委員 私のほうからは、生涯学習の視点で、2点ほどピンポイントで提案させていただきます。

35ページですが、施策4-1ですが、仙台市内60館の市民センター、特に一番身近な市民の方々が学ぶ場で、こちらの基本方針には「人と地域がつながる」ということで、全体に対するところの人とまちとの往還ということにつながっていく場ですので、それを受けて、今度具体的にとなると、この4-1が一番その受皿的なところになるのですが、ここはやはり市民の主体的な学びの支援という場になっています。一方で、総合教育会議資料3のところでは、あらゆる世代、様々な背景を持つ人たちが学び合える社会の実現を期待したいというコメントがありますので、要するにあらゆる市民が学び合うことが学びだよという記載が入ればばいいのかなと思います。

また、学び合いといいますと、4-3のところ、障害のある方も学び合える共生社会という言葉もありますので、また、あと市民の主体的に関わり合う学びの支援とか、何かもう一言、つながりをつくるとかというようなこともあってもどうかかなということが1つです。

あともう1つ、それを支える講座研修の仕事をされていらっしゃるのが、学校でいえば学校の先生方に相当する市民センターの職員の皆様ですが、43ページの社会教育施設職員研修の機会とか育成に関するところだと、これまでの主な事業ということで、43ページの施策5-3ですが、嘱託社会教育主事、これも非常に重要で活動的なことですが、人数からすると圧倒的にメインは社会教育施設職員研修の方だと思いますので、こちらのほうを前に持ってきて、全体を見たときに社会教育施設に関する職員の研修のほうがちよっと薄いかないかと思ったので、そこを挙げさせてもらいました。

特に仙台市の場合には、政令指定都市、やっぱり一番何がネックになるのかなというところ、財団が指定管理で受けていますので、財団の職員の方々なんですよね。ですから、これがいかにすばらしい取組みとしても、一旦、財団に受けて、市民センターの現場の方々にもこれでなかなか伝わらないというのが今までなのかなと思うんです。

日々どういうふうに研修しようかなとか、本人は一生懸命やっていたらいいんですが、そこでどんなことをやっているのか知りたいというようなことをよくお話しされるのを聞きます。

都道府県で県別の、例えば宮城県の公民館研修大会とかあるんですが、仙台市の事例とはやっぱり全く違いますよね。国のほうも、人口減少社会に対応するというので、これからの社会教育、公民館の在り方ということで、イメージが、やはり、例えば島根県の過疎地域の公民館とか、そういうところを対象にして、その関わり合いとかコミュニティーづくりとかという、何とか自分たちで担っていこうというようなイメージなので、都市型の公民館や市民センターの職員の方々がどうつながっていくかというのを、実はその学び合える機会が、東京23区であれば国の方々と、施設はたくさんあるので、そこでの研修会という場、いろいろな多様なことを学び合えるんですが、仙台市の中だけで研修の充実というのをやっても、なかなかやはりそこが盲点なのかなと思っています。

ですので、試みで、札幌とか福岡とか、同じレベルの都市型の施設でどんなことをやっているかお互いに学び合おうということでオンラインの研修などを仕掛けたときもあるんですが、やはりそういった外に目を開いた積極的な研修などが、取組方針の中にあって、そこでやるので、じゃあ具体的に今年度の事業にそういった意向をすぐ入れようなどというようなことをやれば、まさに生涯学習を担う財団の職員の方々のやる気とさらなる実質的な研修になるのかなと思います。

○三浦委員 私からは、基本方針1の一人ひとりが安心して学べる学校教育というのは、主に子どもたちに対する施策が書かれており、それと関連して、基本方針5、学びを支える持続可能な基盤づくりということで、教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革というところが、非常に関連して、実はとても大事なのではないかなということを感じています。

ここに取組状況とか書かれていて、私なんかはもう大学に移って20年近くなるので、その20年前の教育の環境というのは、それほどIT化されていなかったので結構アナログで、先生方との対話もかなりあったかなと思うんですね。また、いろいろな時間の配分等も今とは違う部分がありました。

ただ、今はやはり教育課題も非常に多くなっておりまして、また、子どもたちも非常

に多様化していて、そこで先生方がどうすれば生き生きとした姿になれるかというところは、やはりいろいろな環境の整備のIT化とかデジタル化というものを進める一方で、昔ながらといいますか、お互いにこんなことに困っているんですよとか、こういうときはこういうふうにしたほうがいいかなみたいな、本当に時間をうまく使ってそういう対話というか、そういうことができる環境というのはとても大事なかなと思って、これは多分、車でいうと両輪で動かなければいけない部分なのかなと思います。

それで、取組方針のところにも、3つ目の丸のところにも、教職員同士が対話をしたりということで環境整備を進めますというところに、やはりそういう時間を意識的に創出するとか、そういう何かもうちょっと踏み込んで、そういうことをやっても大丈夫だよぐらいの、先生方、どうぞ、自由な時間のときにみんなで話し合ったりとか相談しませんかみたいな、そういうことをやってもいいんだよという方針も出されておいたほうが、先生方のいろいろな精神的な面でもいいのではないかなということを感じます。

それが1点と、私自身、人がまちをつくり、まちが人をつくるというところの言葉にすごく個人的に引っかかる部分があって、それは駄目だとかそういうことではなく、例えば36ページの社会教育施設の専門性を活用した多様な学びの提供というところで、博物館、科学館、天文台、いろいろな施設の名前が出されているんですけども、それら一つ一つの施設のもちろん価値というのは十分あると思うんですけども、例えば仙台市博物館の場合は、やはり、博物館単体ではなくて、やはりあの青葉城址といいますか、その一体の環境の中で学びを深めていくことができる、そういう歴史的な価値であるとか教育的な価値が、非常にこの建物並びにこの周辺の環境、それが持っているものが、多分、まちが人をつくるというところにつながるかなと思って、小中の子どもたちにとっては、例えば博物館に見学に行くよというので、はい、見学しました、帰ってきますんですけども、だんだん大人になっていくと、やはりそこの周りを散策したりとか、そういう中で新たな発見があったりとか、あと、今度来ている展覧会とか、そういうもので自分がさらに学んでいくとか、そういうやはり複合的な環境の価値というか、そういうものが非常に仙台市はあるところだと思うんですね。ですので、ここの、ぼつぼつとこれこれこれがありますというところに書けるかどうか分からないんですけども、やはりその周辺の歴史的ないろいろな情報とか価値とか、それから環境そのものが持っている魅力とか、何かそういうものも少し付け足していただけると、学校教育と生涯学習というものがつながっていくときの一つの筋道にはなっていくのかなと思いますので、そういうところも、もし付け加えることができるようであればお願いしたいなと思いました。

- 若島委員 基本方針1のところなんですけれども、どちらかというと、不登校とかいじめの対策、そういうことをここで言いたかったのかもしれませんが、不登校の子たちがいろいろなところで学べるようにとすると、不登校というのがもう前提みたいな感じで、後ろ向きだと感じます。そもそもそういう不登校とか、不安になったりしないような安心して学べる環境、そのことがあまり書かれていないというのがすごく後ろ向きだなと思って、それに比べると、子どもたちの意見聴取を見ていくと、もっともっと前向きだと思うんですね。

やはり、少し極端な言い方をすると、例えば1歳のこどもさんで特別な病気とかそういうことがなければ無気力ってあんまりいないわけです。2歳、3歳もあんまりいない。学校に行き始めると無気力が増えるんですよね。職場もそうです。

それって一体何だろうという、やはり他者との比較なんだというふうに思うんですね。自分の学習というのは、昨日の私はできなかったけれども、今日の私はできる。この自分の基準が大切です。一方、これを人と比べると、例えば偏差値でいえば、できる子がいて、真ん中、そしてできない子がいる。

そうすると、もう大体、人と比べるとできない子って多くなっちゃいますよね。あるいは、人と比べるというだけではなくて、ここまでできるのは普通だよという学習の基準ができて、それとの比較でも、結局は他者との比較と同じようになる。そうするとあまりできないという子がいっぱいいますから、例えば偏差値で言えば、真ん中から下であれば、自分の意見ってなかなか言えなくなってきましたよね。だって、自分ができないのに自分が思っていることって言っているのかどうか、怒られるんじゃないかとかです。

恐らく、潜在的な不登校みたいなものって昔から実はいっぱいいたんだと思うんです。ただし、昔は学校に行かないという選択肢がなかった。一方、今は学校に行かない選択肢があって、不登校の子が増えれば増えるほどその情報が入りますから、余計に増えるしかない。潜在的な不登校は別に今の問題じゃない。昔から多分そうなんだと思うんですよ。

なので、他者との比較とかではなくて、自分自身の成長とか、自分づくりとか、そういうのを支援していけるような学校教育がおそらく、安心できる学校教育なんじゃないかというふうに私は思います。できるかどうかの問題ですけども、そういうことができれば、いじめも減るかもしれないし、不登校は多分減ると思います。

いじめが起きたらとか不登校になったらじゃなくて、毎日のことであって、例えば適応指導教室みたいなものが幾つできて、昨日はできなかったけれども今日はできるようになったとか、この積み重ねが得られなければ、自分づくりができないんですね。そうすると、どれだけ適応指導教室をつくっても、結局、何も得られずうまくいかないんじゃないかと思います。他者との比較じゃなくて、自分自身の基準、自分自身の成長、自分づくり、そういうものを支援していけるような学校教育こそが安心して学べる学校教育の場なんじゃないかと私は非常に思います。

○本図副委員長 皆さんおっしゃったように、本当に丁寧にこれまでの意見をまとめていただいて、ありがとうございます。

基本方針のほうは私は異論はなくて、大変分かりやすくまとめていただいたなと思っております。感謝申し上げます。

施策のほうなんですけれども、幾つかありまして、今回、資料2ということで追加をしていただいたところなんです。施策1-4と5-1の間に、それぞれ大事なんですけども、特に5-1はウェルビーイングということも、こどもも教師も強調していただいているんですが、事いじめの対応って考えたときに、いじめへの、委員からも意見があったかと思うんですけれども、対症療法ではなくて、私が現場の先生方に教えてい

ただいたところでは、自分もそう思うんですけれども、やはり学級経営力だと思いますので、それは先生方が教育委員会や学校からこれをやりなさいと言われてやるのではなくて、やはり基本的に集団を育てていくという力がいじめの最大の未然防止なんだということに、そういう中で自己肯定感を上げるためのいろいろなプログラムとか、そういうのはあると思うんですけれども、基本的には学級経営力をきちんと養っていただくということがどこかに、それが最大の毎日の小さな積み重ねと長期の視点、1年間、この学級をどういうふうに持っていくのか、子どもたちの中でいじめが起きるようなことについて自分たちで律したり、危ないところをちゃんと先生に報告して、そのことがちゃんとそれが正義として認められるという、そういう集団をつくっていくということは、市民の皆様に対しても先生方に対しても強調していただけるといいのかなと思います。

1-4はどうしても個人が、子ども一人一人がこういう力を養うとなっているんですけれども、集団としてという視点もどこかで、5-1と1-4のはざまなんですけれども、それは先生たちの大事な力として必要なんだというところをもう少し追加していただけるといいなというところがございました。

私、ほかの先生方の資質・能力と誇りという点で幾つか申し上げたいんですが、42ページに、先ほど堤委員から海外の日本人学校というところのご指摘があったところなんですけれども、大学院の派遣だけではなく、自主的に休業して大学院へ行くということもあると思いますので、そういった派遣だけではないというニュアンスもあるといいのかなと思ひまして、もう一つの点が、多様な専門性を持つペーパーティーチャーをどう学校のサポーターにしていくかという、ここもこれから大事だと思うんですね。そういう点で、外からペーパーティーチャーになっている方々が、例えば学校に関わりたいたいと思えるような風通しのよさというものがあるといいのかなと思ひまして、そういう点で、大学院休業制度だってあるよとか、取組方針のところに、必要な教員数の確保とあるんですけれども、そこが必ずしも教員じゃなくても、業務支援員さんでも学習サポーターでもいいし、ペーパーティーチャーの方がさらにチャレンジしていくということでもいいし、そういう感じが入るといいなと思います。

この取組方針のところに、併せて、キャリアステージに応じた体系的な研修の充実とも書いてあって、ここも大事なところだと思うんですが、ぜひ、今後資料とかで用語集みたいなものが追加されると思うんですが、そういったときに、教育センターの重みというか、本当に学びを支えるという点で大事だと思いますので、キャリアステージに応じた体系的な研修の充実というところはセンターが中心になっていると思ひまして、それは教育関係者は分かっているんですけれども、市民から見たときにも、そういう存在があるのかということが分かるといいなと思ひますし、困っている子どもという点でアールとか杜ひろとか、そういったことも用語集の中に出てくるといいのではないかなと思います。

やはり、先生方の学びも体系化しているという点からすると、先生方に施策の、さっき負担じゃないかというご意見もあったんですが、この5本柱を理解して仙台市の教員になりたいと思ってもらうためにも、何か工夫して施策間の関係性とか、特に強いものだけでもいいんですけれども、5本がわっと教員に刺さっているのではなくて、それぞ

れ、場合によっては予算もつけるので、違う名前になっているけれども、関連しながら融合しながらあるんだよと、負担に思うことはないんだよというメッセージなど、マトリックスとまでは言わないんですけども、特に関連するものはここここだと分かるというのかなという気はいたしました。

最後に1つ、ここに載っていないんですけども、もうちょっと基本方針のところ、都市個性という言葉がありました。学制150年の中で、文科省がそういうのを割と急に言い出した感はあるんですけども、仙台市も150年の中で本当にすばらしい学都ということに匹敵する試みをしていて、例えば昭和10年代に仙台市というのは、全国に先駆けて戦争の前に、仙台市教育研究所というものを造っているんですね、すごいことだなと思うんですけども、その仕組みが本当に今の仙台と、もちろん別物ですけども、似ているところがあって、各学校の先生たちと一緒に研究会をして、またその研究したものを各学校に持っていくとか本当に、その後はさすがに政治体制の中で駄目になっていくんですけども、そういうことに始まり、本当に仙台市の先生方に、先輩たちはすごいことをしてきている、そういう財産があるということが、学制150年の中でももう少しいろいろな機会に伝わるようにして、先生方に誇りを持って仙台市の教員になっていただく、続けていただく、ペーパーティーチャーにも入っていただくという仕掛けがどこかでできるといいなと思います。

○議長 ありがとうございます。

では、私のほうからも、皆さんから出していただきました意見を踏まえまして、若干、述べさせていただきますが、大曾根委員からギフテッドのこどもたちのことに関してのお話がありましたけれども、こちらは、今、ギフテッドに関しての受入れに関しては、もはやどこでもこれは取り組んでいかななくてはいけないということいろいろやっているとありますし、あと、学習能力が高いという一方で、発達障害の特性を持っているこどもたち、こういったこどもたちへの教育の在り方というものも、今、例えば私どもが所属している学会のほうでも一生懸命、こういった在り方が、こういった教育の方法がよいのかあるいはこういったサポートが必要なのか等について検討しているところです。ですから、こういったことも大きな課題になるのかなとは思っています。

実際、勉強ができる、うんとできるこどもたちにとっては、普通の授業に興味を持っていないというのにも確かにあるんですね。そういったところで、授業になかなか参加できないということが起こっているということも実際にはありますので、こういったことも考えていかななくてはいけないかなと思います。

あと、AIのことに関して言いますと、AIについて、これからの時代、AIをちゃんと使って仕事ができるということはもう必須のことになっていくだろうとは思いますが、例えばAIがハレーションを起こすとか、この前、アメリカで裁判を起こしたということがありましたけれども、自殺の相談をAIにしたところ、それを促すような、助けるような、そういった答えをしてしまう。これは実は海外の心理学会のほうでそういった危険性があるということについての声明を出していたりもするんですね。ですから、そういったことも含めて、AIということはどういうものなのか。進歩するので変わっていくかもしれないんですが、学んでいく必要があるのかなという気がして

います。

それから、病気療養中の児童生徒の支援というところで、これは特別支援教育なのかというお話がありましたが、病気療養中のこどもたちの教育に関しては、院内学級という場所がございまして、これは特別支援学級に当たりますので、そこに入級して学んでいるこどもたちは特別支援教育ということになります。

ただ、これは学籍の異動が必要になるということで、学籍の異動ができない場合は、院内学級ではなくて、そこに属さない形で学習の支援を受けなくてはいけないという形になります。

自治体によっては、複籍とか二重学籍とかということで学籍異動がなくてもそういった学習を受けられる学習機会の保障がされているところもあるんですけども、そうではないところでは、院内学級の先生方が、ある意味、これは本来の業務ではない形になってしまいますけれども、対応しているというような形になっていたり、あるいはその子たちの在籍、本籍校の先生方、学校がそれこそオンラインでサポートをするというような形を取らざるを得ない。

高校の生徒さんに関して言うと、特別支援学級としての院内学級はないので、それこそ在籍校の先生方がオンラインでサポートをしていくと。そういったことに関して、今、文科省がいろいろ制度を変えて、単位の問題ですとか、そういったことに対応できるようにしていただいて、オンラインのサポートに関して、ちゃんと単位として得られるような形に変えていくというような方向で検討して、今、実際に法律というか、そういったことも変わってきている状況にあります。

なおかつ、特殊教育というのは、特別支援学級ですとか支援学校で学ぶということだけが特殊な教育ではなくて、通常の学級に行くニーズのあるこどもたちに対して支援、サポートをしていく、教育をしていくというのが、基本的には特別支援教育の考え方ですので、ある意味、全てのこどもたちが対象となってくると考えていいのかなと思っています。

あと、私のほうから言いたかったことが1点ありまして、先ほど秋山委員のほうから、障害理解教育という話もございましたが、そもそも障害理解教育って何なのかというあたりのところはちゃんと考えなくてはいけないところかなと思います。

例えば、何々という障害はこういう障害ですよということを理解することが障害理解なのか、よく学校で行われているキャップ・ハンディ体験というものがあるかと思えますけれども、車椅子に乗ってあるいは目隠しをして移動してみるという。それによって、例えば車椅子に乗っている人たちというのはこれほど大変なことがあるんだということを理解していく。目が見えない人というのはこういう大変なことがあるんだということを理解していく。これは大事なことではあるんですね。もちろん、そういった状況ということ慮ることができるという、とても大事なことだと思うんですけども、ただ、そこで止まった場合には、だからじゃあ障害のある人たちをサポートしてあげてはいけないよねという形になってしまう。大事なのはそうではなくて、どうやったら一緒にできるのか、いろいろなことが一緒にできるのかということを考えていくことであると。

例えば、目の見えない人と一緒にオセロをしましょうと。目の見えない人は、白黒が

分からないですから、通常のやり方ではできないわけですね。でも、工夫をしていけばできるんですよ。触れば白と黒の面が分かるというふうになれば、それは同じ条件でできるようになる。ただ、オセロの場合には枠もありますから、枠が分かるようにもしなければいけない。それだって、少し立体的にして枠を作れば、触ってできる。そういうような工夫をしていけば、目の見えない人と目が見える人が一緒にオセロをすることができる。あらゆることに関して、そうやってどうすれば一緒にできるのかということを考えていくということが、多分、本来の障害理解教育なんだろうなと思います。

ですから、それをここに入れるかどうかは別としても、障害理解教育の在り方というのも、今後、具体的な取組をしていく場合には考えていっていただきたいなと思うところでございます。

では、一通り、皆様からご意見をいただきましたけれども、これまで出た意見を踏まえまして、皆様からご意見等ございますでしょうか。

○事務局（副教育長） 1点、越坂委員から先ほどご質問があった件にお答えさせていただきます。

○議長 分かりました。よろしく申し上げます。

○事務局（学校教育支援部長） 学校教育支援部の小関でございます。

越坂委員からご質問のございました、23ページの一番下でございます学びの多様化学校の設置についてでございます。

こちらですけれども、不登校の増加を背景として、こどもたち一人一人が自分らしく学ぶことができる場、委員の先ほどの言葉をお借りすれば、多様な学びの場を保障する必要性がますます高まっている中におきまして、文部科学省におきまして、この学びの多様化学校、300か所を設置しようとも示されているところでございまして、仙台市内だと秋保に、今、学びの多様化学校はろりぼっぷ小学校ということで、民間の事業者がされている小学校が1校ある状況でございます。

今ほどお話ししたようなところを背景にして、これまで仙台市では、今年の2月議会でこういった施設の設置が必要ではないかという議論がございました。

また最近ですと、郡市長が市長選挙におきまして、学びの多様化学校の中学校の設置というようなことで公約に掲げております。

こういった流れの中、今後、仙台市立の学びの多様化学校も必要であろうと考えてございまして、各地の取組状況などを調査しており、このたびの次期構想の案においても記載をしている状況でございます。

具体的内容についてはこれからというところでございます。

○議長 ありがとうございます。

ちなみに、ろりぼっぷは坪沼小学校の跡地に設置されていることとなります。

では、皆様から何か付け加えてご発言等ございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。今日もたくさん貴重なご意見をいただき

たと思いますので、こちら、事務局のほうで中間案に落とし込んでいただくようお願いしたいと思います。

なお、本日の会議におきまして、時間が限られておりましたので、なかなか全ては発言できなかったということもあるかもしれません。

また、この会の後、思いつくことも、気づくこともあるかもしれませんので、そちらにつきましては、また別途事務局のほうにご連絡いただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事については以上となります。

その他ということが2つ目にあるんですが、決めた議事は以上となりますが、皆様から何かございますか。

ー質問・意見なしー

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了したいと思います。

進行を事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉会